

人事行政の運営等の状況の公表

人事行政の公平性・透明性を高めるため、玄界環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定により、行政運営等の状況を次のとおり公表します。

- 1 総括
- 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況
- 3 職員数の状況
- 4 人事評価の状況
- 5 一般行政職の級別職員数等の状況
- 6 職員の手当の状況
- 7 特別職の報酬等の状況
- 8 勤務時間その他の勤務条件の状況
- 9 休業に関する状況
- 10 分限及び懲戒処分の状況
- 11 服務の状況
- 12 退職管理の状況
- 13 研修及び勤務成績の評定の状況
- 14 福祉及び利益の保護の状況
- 15 糟屋郡公平委員会からの業務の状況報告

1 総括

(1) 人件費の状況（玄界環境組合会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (構成市町) R3.10.1現在	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
3年度	257,514	3,290,116	54,017	170,090	5.17	5.90

- (注) 1 実質収支とは、当該年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除したものである。
2 人件費には、議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、共済費等を含む。
3 構成市町とは、古賀市、宗像市、福津市、新宮町を指す。

(2) 職員給与費の状況（玄界環境組合会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
3年度	19	78,998	11,188	35,334	125,520	6,606

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

【一般行政職】

(令和4年4月1日 現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
玄界環境組合	52.7 歳	353,113 円	401,892 円	395,229 円
福岡県(R3.4.1)	42.3 歳	319,482 円	416,878 円	359,689 円
国(R3.4.1)	43.0 歳	325,827 円	—	407,153 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など諸手当の額を合計したものである。
3 「平均給与月額(国ベース)」とは、国家公務員の平均給与月額には通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況

(令和4年4月1日 現在)

区分	玄界環境組合	福岡県(※)	国	
一般行政職	大学卒	185,200 円	188,400 円	185,200 円
	高校卒	158,900 円	154,600 円	154,600 円

※福岡県数値は、前年公表の数値である

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(令和4年4月1日 現在)

区分	経験年数25年	経験年数30年	経験年数35年	
一般行政職	大学卒	338,550 円	— 円	388,600 円
	高校卒	— 円	340,700 円	— 円

- (注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものである。

3 職員数の状況

(1) 所属別職員数の状況と主な増減理由

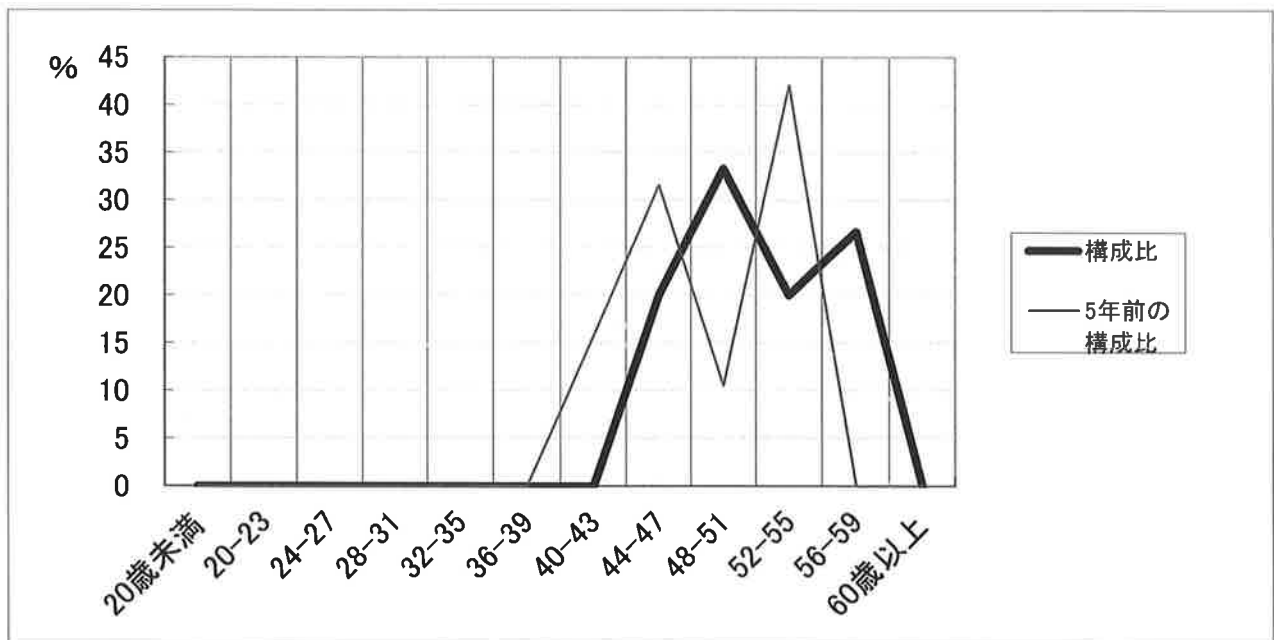
(令和4年4月1日)

所 属	職員数 (人)		対前年 増減数(人)	主な増減理由
	令和3年	令和4年		
総 務 課	5 [0]	4 [0]	△ 1 [0]	
古賀清掃工場	8 [0]	6 [2]	△ 2 [2]	
宗像清掃工場	6 [0]	5 [1]	△ 1 [1]	
そ の 他	0 []	0 []	0 [0]	
合 計	19 [0]	15 [3]	△ 4 [3]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、再任用短時間勤務職員を外書き。
 3 平成13年4月1日以降、新規採用を行っていない。

(2) 年齢別職員構成の状況

(令和4年4月1日)



区 分	20歳 未満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	0	0	0	0	0	0	3	5	3	4	0	15

4 人事評価の状況

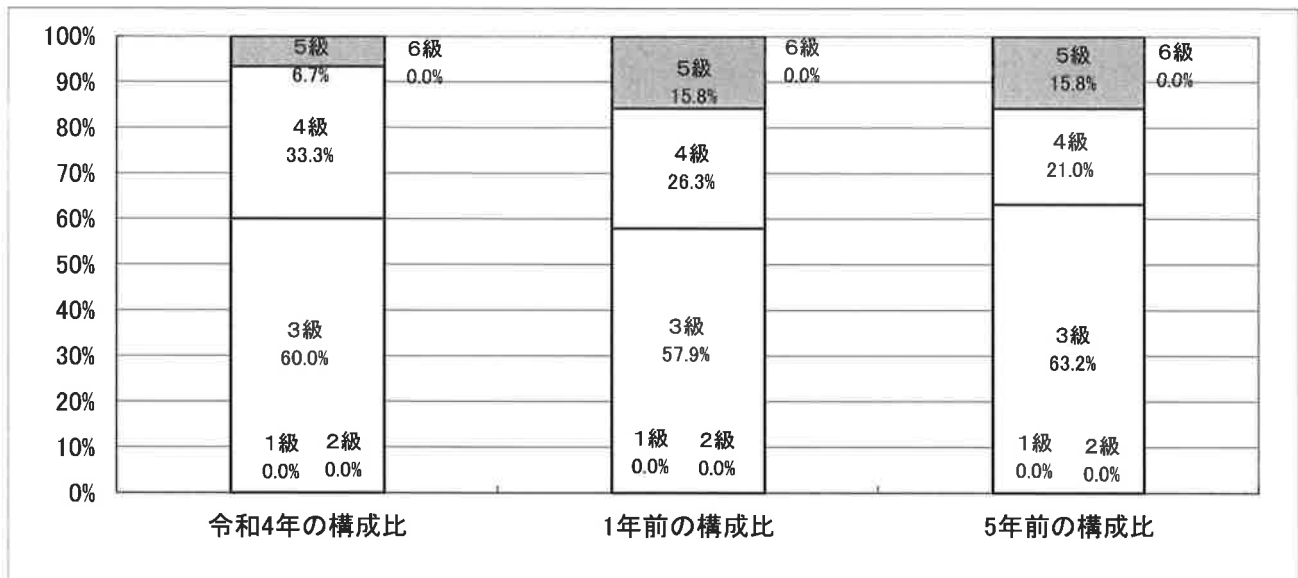
地方公務員法の改正に伴い、平成28年度から能力評価と業績評価からなる人事評価制度の運用を開始しました。この制度を職員の能力・公務能率の向上に繋げ、かつその結果を定期的に評価することを通じて転任や昇任等を行い人事管理における適材適所の徹底を図ります。

5 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (令和4年4月1日 現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師の職務	0 人	0.0 %
2 級	高度の知識又は経験を必要とする主事、技師の職務	0 人	0.0 %
3 級	主査、主任主事、主任技師の職務	9 人	60.0 %
4 級	係長、主幹の職務	5 人	33.3 %
5 級	課長補佐、参事補佐、場長補佐の職務	1 人	6.7 %
6 級	次長、課長、場長、参事の職務	0 人	0.0 %
7 級	事務局長の職務	0 人	0.0 %
合 計		15 人	100.0 %

(注) 1 古賀市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



6 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

玄界環境組合	福岡県	国
1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,899 千円 （令和3年度支給割合）	1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,646 千円 （令和2年度支給割合）	1人当たり平均支給額（令和2年度） 非公表 （令和2年度支給割合）
期末手当 2.40 月分 （1.35）月分 （加算措置の状況）	期末手当 2.55 月分 （1.45）月分 （加算措置の状況）	期末手当 2.55 月分 （1.45）月分 （加算措置の状況）
勤勉手当 1.90 月分 （0.90）月分	勤勉手当 1.90 月分 （0.90）月分	勤勉手当 1.90 月分 （0.90）月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算（5～15%）	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算（5～20%） ・ 管理職加算（10～25%）	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算（5～20%） ・ 管理職加算（10～25%）

（注1）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

（注2）勤勉手当への勤務成績の反映についてはH31年度から実施している。

(2) 退職手当

（令和4年4月1日 現在）

玄界環境組合			国		
（支給率） 自己都合	勸奨・定年		（支給率） 自己都合	勸奨・定年	
勤続20年 19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年 19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年 28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年 28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年 39.7575 月分	47.7090 月分		勤続35年 39.7575 月分	47.7090 月分	
最高限度 47.7090 月分	47.7090 月分		最高限度 47.7090 月分	47.7090 月分	
その他の加算措置 ・ 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 ・ 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
一人当たり平均支給額 19,078 千円			一人当たり平均支給額 （非公表）		

(3) 地域手当

（令和4年3月31日 現在）

支給実績（令和3年度決算）		4,883 千円	
支給職員一人当たり平均支給年額（令和3年度決算）		271,258 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
古賀清掃工場	6.0 %	12 人	3 %
宗像清掃工場	6.0 %	6 人	0 %

(4) 時間外勤務手当

区 分	全 職 種
支給実績 (令和2年度決算)	604 千円
支給職員一人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)	32 千円
支給実績 (令和3年度決算)	413 千円
支給職員一人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	23 千円

(5) その他の手当

(令和4年3月31日 現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員一人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	
扶養手当	配偶者	6,500 円	同じ	-	2,379 千円	
	子一人につき	10,000 円				
	配偶者がいない場合の一人目	10,000 円				
	16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子一人についての加算額	5,000 円				
住居手当	借家(貸間)の場合の支給限度額	28,000 円	同じ	-	1,535 千円	306,960 円
通勤手当	バス、電車などの交通機関利用の場合の限度額	55,000 円	同じ	-	1,358 千円	90,560 円
	自家用車などの交通用具利用の場合の限度額	55,000 円				
管理職手当	事務局長	71,000円/月	-	-	0 千円	0 円
	次長、課長、場長、参事	50,000円/月				
	課長補佐	42,000円/月				

7 特別職の報酬等の状況

(令和4年3月31日 現在)

区 分	給 料 月 額 等
報 酬	組 合 長 年 額 142,000 円
	副 組 合 長 年 額 115,000 円
	監査委員(識見者) 年 額 49,000 円
	監査委員(議 会) 年 額 37,000 円

8 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

(令和4年3月31日 現在)

開始時刻	午前8時30分
終了時刻	午後5時00分
週休日	土曜日、日曜日
1週間の正規の勤務時間	38時間45分

(2) その他の勤務条件

① 休暇

(令和4年3月31日 現在)

休暇の種類	事由	期間	給料
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年20日	有給
病気休暇	負傷または疾病のため療養する必要がある場合	結核性疾患の場合 1年 その他の疾患の場合 90日	有給
特別休暇 (主なもの)	職員の分娩	産前6週間（多胎妊娠の場合 にあつては、14週間）・産後 8週間	有給
	子の看護休暇	5日の範囲内	
	職員の出産補助	3日の範囲内	
	職員の結婚	7日の範囲内	
	ボランティア休暇	5日の範囲内	
	忌引	配偶者が死亡した場合 (10日以内) 父母または養父母が死亡した場 合（血族…7日以内、姻族…3日 以内）等	

② 育児休業制度

(令和4年3月31日 現在)

種類	事由	期間	給料
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員が、休業することができる制度	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
育児短時間勤務	小学校就学始期に達するまでの子を養育する職員に対し、短時間勤務、休業を認める制度	1週間あたりの勤務時間が24時間35分を超えない範囲で条例で定める期間	
部分休業		1日を通じて2時間を超えない範囲内	

9 休業に関する状況

対象者なし

10 分限及び懲戒処分の状況

分限処分制度は、一定の事由（心身の故障のため）によって職員がその職責を十分に果たすことができない場合、職員の意に反し、公務能率の維持を目的として、その身分に不利益な変動をもたらす処分です。降任、免職、休職、降給があります。

懲戒処分制度は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うもので、地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持することを目的として、任命権者が職員の道義的責任を追及して科す処分です。戒告、減給、停職、免職があります。

(1) 分限処分の状況 (令和3年度実績)

内 容	人 数
降 任	0 人
免 職	0 人
休 職	0 人
降 給	0 人

(注) 休職処分者数は、当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にあるものを含む。

(2) 懲戒処分の状況 (令和3年度実績)

内 容	人 数
戒 告	0 人
減 給	0 人
停 職	0 人
免 職	0 人

11 サービスの状況

サービスの根本基準として地方公務員法第30条に「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。このサービスの根本基準の趣旨を実現するため、「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「職務に専念する義務」「政治的行為の制限」「争議行為等の禁止」「営利企業等の従事許可」といった義務を定めています。

営利企業等従事許可の状況 (令和3年度実績)

区 分	件 数
営利目的の会社等の役員を兼ねること	0 件
自ら営利企業を営むこと	0 件
報酬を得て事務等に従事すること	0 件

(注) 上記許可内容は、職員が居住する自治会役員等に対する許可である。

12 退職管理の状況

1 3 研修の状況

(1) 職員の研修の状況

職員の研修は、職員の勤務能率の発揮及び増進を目的として、任命権者により組織的かつ計画的に行われています。

このことについては、地方公務員法の中に規定されており、玄界環境組合では職場研修、職場外研修に区分して実施し職員の能力開発に努めています。

令和2年度に行われた主な研修には、次のものがあります。

職 場 研 修	人権研修、人事評価研修
職 場 外 研 修	福岡県市町村職員研修所（タイムマネジメント研修、クレーム対応研修、契約事務研修、リスクマネジメント研修等）

1 4 福祉及び利益の保護の状況

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第42条）。

共済制度は、職員またはその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（地方公務員法第43条第1項）、具体的には地方公務員法等共済組合法によって福岡県市町村職員共済組合が制度を運用し、公務外の病気やけがの治療時の保健給付のほか、老後の経済生活を支援するための退職共済年金の支給などを実施しています。

また、職員の安全と健康を確保するため労働安全衛生法等に基づき、安全衛生管理体制の整備や健康診断等を実施しています。

公務中及び通勤途上の災害によって被災した場合については、地方公務員災害補償法に基づき、療養補償等の補償を行うこととなります。

この他、職員は各種の給付事業などを実施している古賀市職員互助会に加入しています。

(1) 定期健康診断及び特殊健康診断等の実施状況 (平成3年度実績)

区 分	受診者数
職員総合健診	18 人

(2) 公務災害補償
公務災害等の設定状況 (平成3年度実績)

公務災害	通勤災害	計
0 件	0 件	0 件

1 5 糟屋郡公平委員会からの業務の状況報告

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、公平委員会が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあつせん又はこれに準ずる方法で事案の解決に当たるものです。

令和2年度末継続件数	令和3年度内要求件数	令和3年度内処理件数	令和3年度末継続件数
0 件	0 件	0 件	0 件

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

不利益処分についての審査制度は、職員から懲戒その他の意に反する不利益な処分を受けたとして審査請求があった場合、公平委員会が、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消す判定を行うものです。

令和2年度末継続件数	令和3年度内要求件数	令和3年度内処理件数	令和3年度末継続件数
0 件	0 件	0 件	0 件